

【表紙】
【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成27年12月28日
【会社名】 中国工商銀行股份有限公司
(Industrial and Commercial Bank of China Limited)
【代表者の役職氏名】 取締役会会長兼業務執行取締役 姜 建 清
(Jiang Jianqing, Chairman of the Board of Directors and Executive Director)
【本店の所在の場所】 中華人民共和国 100140 北京市西城区復興門内大街55号
(No. 55 Fuxingmennei Avenue, Xicheng District, Beijing 100140, PRC)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 伊 藤 理
【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階
アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所
【電話番号】 03-6438-5200
【事務連絡者氏名】 弁護士 伊 藤 徳 高
【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階
アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所
【電話番号】 03-6438-5200
【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 1 . 本書に記載の「香港ドル」は香港の香港ドル通貨を、「人民元」は中華人民共和国の人民元通貨を、「円」は日本の日本円を指す。本書において、便宜上、一定の香港ドルまたは人民元の金額は、香港ドルの場合は1香港ドル=15.85円および人民元の場合は1人民元=19.04円(いずれも、平成27年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値)により、円に換算されている。

2 . 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の語は以下の意味を有するものとする。

「当行」または「ICBC」 中国工商銀行股份有限公司
「A株式」 当行の株式資本における、上海証券取引所に上場され、人民元建てで取引されている1株当たり額面金額1.00人民元の上場内資株
「CBRC」 中国銀行業監督管理委員会(China Banking Regulatory Commission)
「CSRC」 中国証券監督管理委員会(China Securities Regulatory Commission)
「H株式」 当行の株式資本における、香港証券取引所メインボードに上場され、香港ドルで取引されている1株当たり額面金額1.00人民元の海外上場外資株
「香港証券取引所」 香港聯合交易所有限公司
「上海証券取引所」 上海証券交易所

1 【提出理由】

中国工商银行股份有限公司（以下「当行」という。）が発行者である有価証券を本邦以外の地域において発行したため、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第19条第2項第1号に基づき、本臨時報告書を提出します。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄

優先株式

(2) 発行数

450,000,000株

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格

1株当たり100人民元（1,904円）

資本組入額

本件株式の発行により調達された資金は、CBRCの承認を条件として、発行関連費用を控除した後の全額が、当行のその他Tier 1資本の補充に充てられる。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額

45,000,000,000人民元（856,800,000,000円）

資本組入額の総額

44,946,658,000人民元（855,784,368,320円）

(5) 株式の内容

発行される優先株式の種類

中国国内市場で発行される当行の優先株式の種類は、優先株式の試験的な展開に関する中国国務院による指導的意見、優先株式に関する試験的行政措置、商業銀行資本管理規則（暫定）、Tier 1 資本補充のための商業銀行による優先株式発行に関する指導的意見およびその他の法律、規則および文書規制の関連要件を満たしている優先株式（以下「中国国内優先株式」といい、中国国外市場で発行されている優先株式（以下「中国国外優先株式」という。）と併せて「優先株式」という。）とする。

額面価額

1株当たりの額面価額は100人民元（1,904円）である。

満期

中国国内優先株式に満期は設定しない。

配当金分配条項

(A) クーポンレート決定のための原則

中国国内優先株式は、一定でない間隔を空けてなされる調整の対象となるクーポンレートに基づいて値付けをされる。クーポンレートは、指標金利と固定スプレッドの合計とし、中国国内優先株式発行後の当初5年間は変更されない。その後、指標金利は、クーポンレートが変更されない5年毎に1回再調整される。中国国内優先株式発行時のクーポンレートと指標金利の差である固定スプレッドは、中国国内優先株式の残存期間を通じて変更されない。

中国国内優先株式発行時の指標金利は、中国債券信息网（www.chinabond.com.cnまたはその他中国の中央国債登記結算有限責任公司（CDC）が認めるウェブサイト。以下同様とする。）が公表する銀行間固定金利国債のイールドカーブに含まれる5年満期中国国債利回りの、発行開始日（すなわち2015年11月18日）の直前20取引日間（当日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。クーポンレート再調整日における指標金利は、中国債券信息网が公表する銀行間固定金利国債のイールドカーブに含まれる5年満期中国国債利回りの、再調整日（発行開始日の5年毎の応当日（すなわち11月18日））の直前20取引日間（当日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。再調整日の直前20取引日間のいずれの日にも中国債券信息网による5年満期中国国債利回りの公表がない場合においては、当該再調整日における指標金利は、中国国内優先株式のクーポンレート再調整日より前の直近の20取引日間に中国債券信息网が公表した5年満期中国国債利回りの算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。

中国国内優先株式発行時に設定されたクーポンレートは、価格発見に基づき4.50%（指標金利2.94%、固定スプレッド1.56%）と決定される。中国国内優先株式のクーポンレートは、発行前直近の2会計年度における当行の株主資本利益率の加重平均の年平均を上回ってはならない⁽¹⁾。

- (1) 「有価証券を公募する会社による情報開示の作成に関する規則第9号（資本利益率と一株当たり利益の計算および開示）」（2010年改訂）に従い決定され、当行の普通株主に帰属する利益率に基づき計算される。

(B) 配当金分配条項

- (i) 過年度の損失の補填、法定準備金の積立ておよび一般引当金の繰入れを行った後に、分配可能な税引後利益⁽²⁾がある場合には、当行は、その自己資本比率が規制上の規則の要件を満たすことを条件に、中国国内優先株主に配当金を支払うことができる。本件発行において発行される中国国内優先株式は、配当金の分配に関しては中国国外優先株式と同順位であり、いずれも普通株式より優先される。中国国内優先株主に対する配当金の分配は、当行の格付による影響は受けず、格付の変更に伴う調整は行われぬ。

- (2) 中国の会計基準または国際財務報告基準に従って作成された親会社の財務諸表に表示されている未分配利益のうち、いずれか少ない金額を指す。

- (ii) 状況の如何を問わず、当行は、株主総会において株主の承認を得た上であれば、中国国内優先株主に対する配当金の支払いの全部または一部を取り消すことができる。なお、かかる配当金の支払取消しは債務不履行を構成しない。当行は、その裁量において、支払いを取り消した配当金額を利用して、これを期限の到来した他の債務の返済に充当することができ、また、いかなる事情においても、かかる取り消された配当金についての支払いは行わない。中国国内優先株主に対する配当金支払いの取消しは、普通株主への配当金の支払いのみを制限し、当行に対するそれ以外の制約は構成しない。当行が上記の権利を行使する際には、優先株主の権利と利益を十分に考慮する。当行が中国国内優先株式の配当の全部または一部の取消しを決定した場合、当行は、当該決定について、中国国内優先株主に対して、配当支払日の少なくとも10営業日前までに関連規則に従って通知する。
- (iii) 当行は、中国国内優先株主に対する配当金の全部または一部を取り消した場合、当該配当対象期間に関し、当行が中国国内優先株主への合意済みの配当金額全額の支払いの宣言を決定しない限り、普通株主に配当金の支払いをしてはならない。

(C) 配当金の支払方法

中国国内優先株式に対する配当金は、当行の残存する発行済み中国国内優先株式の額面総額に基づいて計算される。中国国内優先株式の配当金は年に一度、現金により支払われる。

当行が中国国内優先株式の配当支払を決定した場合、当行は、配当宣言日に配当の支払金額を宣言し、基準日において登録されている全ての中国国内優先株主は、当該配当による分配を受ける権利を有する。当行は、基準日において登録されている中国国内優先株主に対して、配当支払日に配当を支払う。

配当は、中国国内優先株式の発行にかかる払込期日（すなわち2015年11月23日）から生じる。配当支払日は、中国国内優先株式の発行にかかる払込期日の毎年各応当日（すなわち11月23日）とする。応当日が上海証券取引所の取引日でない場合、当該配当支払日は翌取引日に繰り下げられるものとし、当該繰下げられた期間について配当は生じない。中国国内優先株式の配当について、配当支払日前に計算および支払いを要する場合、当該配当は、計算上1年を360日とし、実際の経過日数に基づき日割り計算される。配当の計算結果は、人民元の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。

当該配当の受領について中国国内優先株主に課される租税は、中国国内優先株主が、適用される法律および規則に従って負担する。

(D) 配当金の累積

中国国内優先株式の配当金は累積されない(すなわち、優先株主に支払われなかった配当金額は翌配当年度に累積されない。)。

(E) 残余財産の分配

中国国内優先株式には、定められたクーポンレートで配当金を受け取る権利のみが付与されている。普通株式と同様、当行の残余財産の分配を受ける権利はない。

強制転換条項

(A) 強制転換トリガー事由

- (i) その他Tier 1 資本トリガー事由(当行のコアTier 1 資本比率が5.125%以下まで低下すること)が発生した場合には、当行は、優先株主の承認がなくても、当行のコアTier 1 資本比率を5.125%を上回る水準まで回復させるため、残存する発行済み中国国内優先株式の全部または一部を、当該中国国内優先株式の額面総額に基づきA株式に転換することができる。一部を転換する場合、中国国内優先株式は同一の条件により同一の比率で転換するものとする。かかる転換に伴い、中国国内優先株式の転換により発行される新規A株式は、いかなる場合も優先株式に再度転換されることはない。
- (ii) Tier 2 資本トリガー事由((a) CBRCにより、株式転換もしくは減資を行わないと当行は存続できないと判断された場合、または (b) 関連する規制機関により、公的機関の資本注入その他これに相当する支援がないと、当行は存続できないと判断された場合のうち、いずれか先に発生した事由)が発生した場合、当行は、優先株主の承認がなくても、残存するすべての発行済み中国国内優先株式を、当該中国国内優先株式の額面総額に基づきA株式に転換することができる。かかる転換に伴い、中国国内優先株式の転換により発行される新規A株式は、いかなる場合も優先株式に再度転換されることはない。

上記のトリガー事由が発生した場合、当行は、CBRCに報告してその審査および判断を仰ぐものとし、関連規則に従って臨時報告書の提出や発表を行うなど、関連する情報開示要件を遵守する。中国国内優先株式のA株式への転換により当行の支配権の変動または株式保有割合の変更が生じる場合、当該転換についても、中国および外国の規制当局の適用規則に従う。

(B) 強制転換価格の決定

当初の強制転換価格は、中国国内優先株式の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格とする。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 / 当該20取引日におけるA株式の出来高合計 (すなわち、1株当たり3.44人民元)

(C) 強制転換比率および強制転換株式数の決定原則

中国国内優先株式の強制転換に際し、転換される株式数を決定する計算式は、 $Q = V/P$ とする。

上記計算式において、「Q」は各優先株主が保有する中国国内優先株式から転換されるA株式の株式数を意味する。「V」は強制転換の対象となる各中国国内優先株主が保有する中国国内優先株式の総額で、損失は中国国内優先株式と中国国外優先株式により均等な割合で吸収されるという原則に基づき決定されるものを意味する。「P」は中国国内優先株式の強制転換価格を意味する。中国国内優先株式の強制転換により端株が生じる場合には、当行が、対応する株式数の中国国内優先株式の額面価格に基づき、関係する経過利息とあわせて現金で支払いをする。経過利息は、直近の配当支払日からの当該中国国内優先株式の実際の保有日数に基づき計算する(当該計算上、1年を360日とする。)。A株式に転換された中国国内優先株式について配当は支払われない。

上記トリガー事由の発生に伴い、残存する発行済み中国国内優先株式の全部または一部(損失は均等な割合で吸収される原則に従い決定される。)は、上記計算式に基づき相応の株式数のA株式に転換される。

(D) 強制転換期間

中国国内優先株式の強制転換期間は、中国国内優先株式の発行完了日直後の最初の取引日に開始し、すべての中国国内優先株式が償還または転換された日に終了する。

(E) 強制転換価格の調整方法

中国国内優先株式の発行計画に関し取締役会決議がなされた日以後に、当行A株式に関して所定の事由（例えば、株式配当、資本組入れまたは増資、時価を下回る価格でのA株式の新規発行（普通株式に転換可能な、当行が発行した一定の金融商品の転換に伴う株式資本の増加を除く。）および割当て）が発生した場合には、強制転換価格は、かかる事由の発生と同じ順序で累積的調整の対象となる。普通株主への現金配当の分配により、強制転換価格の調整が生じることはない。

(F) 強制転換が行われた年に普通株式が配当を受ける権利

中国国内優先株式の強制転換の結果、新規に発行されるA株式は、既存の発行済みA株式と同順位であり、配当金を受領する権利が確定する基準日に当行の株主名簿に名前が記載されているすべての普通株主は、当該配当期間について配当金を受領する権利を付与される。

償還についての取決め

(A) 償還権

CBRCから承認を得ることを条件に、当行は中国国内優先株式を償還することができる。ただし、当行は、償還権の行使を予定していない。中国国内優先株主には、当行に対して自らが保有する中国国内優先株式の償還を求める権利はない。

中国国内優先株式には投資家による買戻請求を認める条項は含まれず、また優先株主には保有する中国国内優先株式の買戻しを請求する権利はない。

(B) 償還条項および償還期間

CBRCの承認および関連する要件の充足を条件に、当行は、発行開始日（すなわち2015年11月18日）の5年後の応当日から中国国内優先株式の全部または一部を償還することができる。中国国内優先株式の償還期間は、かかる開始日に始まり、すべての中国国内優先株式の償還または転換が完了した日に終了する。一部償還の場合、中国国内優先株式は、保有割合に応じて、かつ同一の条件で償還される。当行が中国国内優先株式の償還権を行使する場合には、当行は、可及的速やかにこれを中国国内優先株主に通知する。当行は、関連規則に従った中間報告書の提出や発表により開示義務を履行する。

当行による中国国内優先株式の償還権の行使は、以下の事項の充足を条件とする。

- (i) 当行は、償還される中国国内優先株式を同質またはそれより質の高い資本と交換し、かつ、資本の交換は当行の収益力維持を条件に行うこと、または
- (ii) 当行の資本基盤は、償還後もCBRCの自己資本比率規制を大幅に上回ること

(C) 償還価格を決定する根拠

中国国内優先株式の償還価格は、額面価額および当該配当期間に関する宣言済み未払配当金の合計と等しい金額とする。

議決権に対する制限

通常の状態において、中国国内優先株式には、中国国内優先株主が当行の株主総会を招集し、これに出席しまたは議決権を行使する権利は付与されない。決議事項が以下のいずれかに関連する場合には、優先株主は株主総会に出席し、クラス別の株主総会で議決権を行使することができる。その場合、優先株式1株について一つの議決権が付与される（当行が所有する優先株式について、当行は議決権を行使できない。）。

- (i) 当行の定款（以下「当行定款」という。）の優先株式に関する修正
- (ii) 当行の登記済み資本金に対して、（個別または総額のいずれかで）10%を上回る減資
- (iii) 当行の合併、分割、解散または法人形態の変更
- (iv) 優先株式の発行
- (v) その他当行定款に明記されている事由で、優先株主の権利を変更または無効にするもの

上記に関する決議は、株主総会に出席した普通株主（議決権が復権された優先株主を含む。）が保有する議決権の3分の2超および優先株主（議決権が復権された優先株主を除く。）が保有する議決権の3分の2超の決議により可決される。

議決権の復権

(A) 議決権の復権条項

中国国内優先株式の残存期間中に、当行が、当期の配当期間について合意された配当金を支払わない旨決議した株主総会の期日の翌日以降、合計で3会計年度または連続した2会計年度合意された配当金を中国国内優先株主に支払わなかった場合、中国国内優先株主は、普通株主と同様に株主総会に出席し、議決権を行使することができる。議決権が復権された中国国内優先株式の議決権を算出する計算式は、以下のとおりである。

$$R = W / S$$

上記計算式において、「R」とは、各中国国内優先株主の有する中国国内優先株式から復権が可能なA株式の議決権を意味する。「W」とは各中国国内優先株主が保有する中国国内優先株式の額面価額を意味する。「S」とは中国国内優先株式の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格を意味する。端数の議決権は最寄りの整数に切り捨てる。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 / 当該20取引日におけるA株式の出来高合計（すなわち、1株当たり3.44人民元）

(B) 議決権復権の取消し

当期の配当期間について中国国内優先株式に対する配当金が全額支払われた場合、議決権の復権条項に従い中国国内優先株式に付与された議決権は、当該配当金が全額支払われた日に取り消される。当該取消し後、議決権の復権が再度生じた場合には、中国国内優先株式には再び議決権が付与される。

残余財産の分配順位および清算根拠

残余財産の分配に関しては、すべての中国国内優先株式は同順位となる。優先株主は、残余財産の分配に関しては、当行の預金者、通常債権者、劣後債保有者、転換社債保有者、Tier 2 資本債券およびその他のTier 2 資本金商品金融商品の保有者に劣後するが、普通株主には優先する。

当行が清算手続に入った場合、清算後の当行の残余財産は、以下の優先順位に従い分配される。

- (i) 清算費用
- (ii) 従業員給与、社会保険料および法定補償額
- (iii) 個人預金の元利金
- (iv) 未払い法人税
- (v) 当行のその他の債務
- (vi) 上記項目への分配後、当行の残余財産は、各株主に対し、株主の株式クラスと株式保有割合に応じて分配される。中国国内優先株式は、残余財産の分配に関しては、当行が将来発行することのある優先株式の他、中国国外優先株式と同順位となるが、かかる優先株式は

すべて普通株式より優先される。中国国内優先株主は、残存する発行済み中国国内優先株式の額面総額に、宣言済みの未払配当金を加えた金額を受領することができる。残余財産が不足する場合には、比例配分の上、中国国内優先株主および中国国外優先株主に対して分配される。

譲渡

非公募発行により発行された中国国内優先株式は、上海証券取引所において譲渡される。中国国内優先株式の譲渡に参加する投資家は、CSRCが定める資格要件を満たさなければならない。

(6) 発行方法

中国国内優先株式は、規制当局の承認を得て、関連手続を遵守し、非公募で発行された。

(7) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

国泰君安証券股份有限公司 (Guotai Junan Securities Company Limited)
UBSセキュリティーズ・カンパニー・リミテッド (UBS Securities Co. Limited)
高盛高華証券有限責任公司 (Goldman Sachs Gao Hua Securities Company Limited)
中信建投証券股份有限公司 (China Securities Co., Ltd)
華泰連合証券有限責任公司 (Huatai United Securities Co., Ltd.)

(8) 募集を行う地域に準ずる事項

中華人民共和国

(9) 手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

44,946,658,000人民元 (855,784,368,320円)

今回の発行は、当行のその他Tier 1 資本の補充を意図するものである。

(10) 新規発行年月日

2015年11月27日

(11) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所

上海証券取引所

資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額

本報告書提出日現在の当社の資本の額は356,407百万人民元 (6,785,989,280,000円) である。

発行済株式総数

(本報告書提出日現在)

普通株式 (H 株式)	86,794,044,550株
普通株式 (A 株式)	269,612,212,539株
中国国外優先株式	米ドル優先株式147,000,000株 ユーロ優先株式40,000,000株 人民元優先株式120,000,000株
中国国内優先株式	450,000,000株

以上